

仕様書

1 業務名称

令和7年度「東成区二十歳のつどい」舞台設備操作・装飾・司会進行業務委託

2 履行期間

契約締結日～令和8年1月12日（月・祝）

3 履行場所

コミ協ひがしなり区民センター 2階 大ホール

大阪市東成区大今里西3丁目2番17号

（会場規模：600人程度収容可能。参加者想定は600人）

4 事業概要

（1）前日設営・リハーサル

令和8年1月11日（日）9時30分～13時（予定）

（2）式典当日

日 時：令和8年1月12日（月・祝）11時～13時（10時30分開場）

第1部：式典

国歌・市歌斉唱

区長挨拶

実行委員長挨拶

市長お祝いのことば（DVD映像）

来賓紹介

二十歳の声発表（二十歳の代表2人）

くす玉割り・鏡開き

第2部：若者のつどい（抽選会等）

5 業務内容

（1）式典会場舞台設備・機器操作等運用業務

①舞台関係諸設備・機器の操作、調整（緞帳等の昇降含む）

②音響設備の操作、調整（BGM、国歌、市歌等）

※国歌、市歌については音源提供あり

③映像設備の操作、調整（DVD放映はプロジェクターを使用）

※DVD映像の提供あり

④照明設備の操作、調整（舞台照明や暗転、スポットライト等）

⑤リハーサルへの技術支援

⑥その他、設備機器操作における当該技術者のみ操作可能な業務すべて

※各設備・機器については、原則会場附属のもの（使用料免除）を使用し、

詳細については、事前に本市職員及びコミ協ひがしなり区民センター指定管理者と打合せを行うこと。

(2) 式典会場舞台装飾等業務

①装飾品は以下のとおり

品 名	形状等	数量	単位
壇上用装飾花	・枝若松（大）10 本 ・銀染大柳 5 本 ・百合 5 本 ・菊 10 本 ・カーネーション 20 本 ・センリョウ（仙蓼／千両） 7 本	1	式
演台用装飾花	・百合 1 本 ・カーネーション 25 本 ・デンファーレ 15 本 ・かすみ草 10 本 ・スターチス 3 本 ・レザーファン 10 本 （設置用容器、吸水スポンジ等を使用し演台上に設置）	1	式
式典進行用装飾品 （贈呈用花束）	1 束の内容 ・百合 1 本 ・ピンクストック 2 本 ・カーネーション 7 本 ・スプレーカーネーション 2 本 ・デンファーレ 3 本 ・かすみ草 3 本 ・レザーファン 2 本 （ラッピング用包み紙・リボン等を使用）	2	束
くす玉	・サイズ：大きさ 60cm 程度 ・カラーテープ入り（15 本以上）	1	個

②壇上用装飾花は、高さ約 55 cm、直径約 25 cm、差し込み口の直径約 15 cm の花瓶（会場備品）に見栄えよく飾りつけを行うこと。

③演台用装飾花は、高さ約 90 cm、幅約 145 cm、奥行き約 70 cm の 6 角形の演台の上部前面（延長約 145 cm）に見栄えよく飾りつけを行うこと。ただし上部には、高さ約 10 cm の囲いがあるので注意すること。

④くす玉は、舞台上バトンに設置を行うこと。また、途中で落下等しないように確実に取り付けること。

- ⑤市場の状況により、やむを得ず代用品で対応せざるを得ない状況が発生した場合は、同等品以上の代用について、本市と協議すること。
- ⑥舞台上の装飾については前日のリハーサル開始までに納入・設置すること。
なお、納入時間・納入方法等については発注者と事前に調整を行うこと。
- ⑦式典終了後、舞台上の装飾については速やかに撤去すること。

(3) 司会進行業務

記念式典にかかるシナリオ作成等の連絡調整、司会進行業務

- ①シナリオ作成・司会進行業務にあたり、事前に発注者と連絡調整を行うこと。
- ②当日のシナリオについては、事前に発注者より提供する。
- ③式典前日のリハーサル（1時間程度）に参加すること。
- ④当日の進行については、式典の趣旨に相応しい明朗なトーンで行うこと。

6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。

7 業務責任者

- (1) 業務責任者は次の業務を行うこと。
 - ア 業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。
 - イ 委託業務に関連する事項について発注者の監督者と協議し、その指示に従い、発注者の担当者との連絡調整を図ること。
- (2) 発注者は、委託業務の履行に関する発注者としての指示を、受注者の選任した業務責任者に対して行うこととする。

8 業務従事者

- (1) 原則として、委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたっては、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護に努めること。

9 備品の貸与等

- (1) 発注者は、委託業務の履行に必要な備品・機器を、発注者が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
- (2) 貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持

ち出しは禁止する。

10 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 発注者は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

11 特記事項、その他

- (1) 受注者は設置又は派遣する技術員の業務中に生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。
- (2) 受注者は、当日の進行等について、発注者と十分な打合せを行い、指示に従うこと。
- (3) 作業中に生じた疑義については、発注者の解釈に基づくものとする。

12 問い合わせ先

大阪市東成区役所 市民協働課
電話番号 6977-9743 大黒・下林